

諮問第97号の答申 毎月勤労統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第97号による毎月勤労統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年10月27日付け厚生労働省発政統1027第2号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「毎月勤労統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

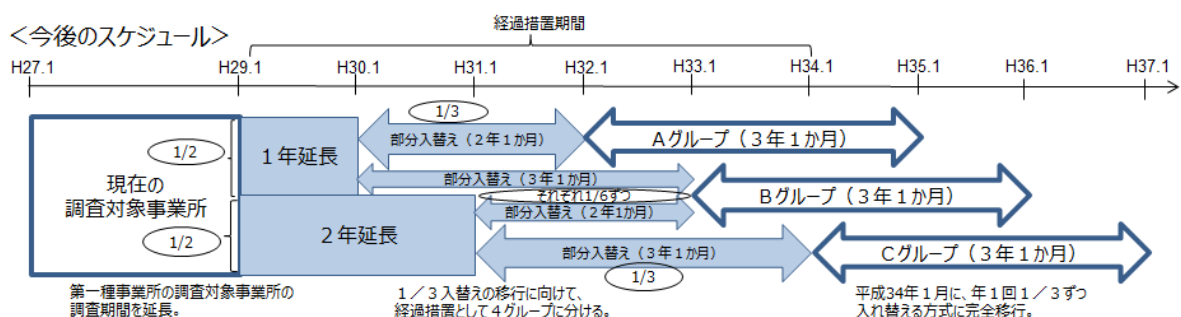
(2) 理由等

ア 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

(ア) ローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施

本申請では、第一種事業所に係る調査について、図のとおり、平成32年1月調査から、調査対象事業所を毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入する計画であり、それまでの経過措置として、現在の調査対象事業所のうち、半数の事業所に対しては1年間（平成29年2月～30年1月）、残り半数の事業所に対しては2年間（平成29年2月～31年1月）、それぞれ調査期間を延長した上で、その後、段階的に部分入替えを行う計画である。

図



本調査における調査対象事業所の入替えについては、従前、数年に一度、一斉に行われていたため、この入替えの際に生じる結果の乖離が利用上の支障

となることから、その改善が求められていた。また、平成27年度の統計委員会（基本計画部会）における統計法施行状況に関する審議を受けて取りまとめられた「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（平成28年3月22日）（以下「未諮問審議結果」という。）の中でも毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入とそれに向けた経過措置の検討が、今後の取組の方向性として示されていたところである。

今回の計画は、未諮問審議結果で示された取組の方向性に沿ったものであり、その導入に当たっては、調査事務を分担する都道府県の負担軽減を図りつつ、経過措置期間中における脱落事業所の発生を抑制するため、報告者負担の軽減策や回収率向上策も講じることとされている。

一方で、現在の報告者は、経過措置により報告期間が延長され、報告者負担が増加することとなるが、ローテーション・サンプリングの導入後に複雑化することが見込まれる調査対象事業所の円滑な管理を目的としたシステム開発・整備等には、一定の期間も必要なことから、経過措置期間の短縮は困難と考えられる。

以上のことから、今回の計画のうち、ローテーション・サンプリングの導入自体は適当であり、その前提としての経過措置については、やむを得ないものとする。

なお、今後の運用に当たっては、脱落の抑制や脱落が生じた場合の対象事業所の補充に適切に対応するとともに、脱落に伴う影響について検証し、その結果について情報提供する必要がある。

（イ）ローテーション・サンプリングの導入に伴う賃金・労働時間指数への対応

厚生労働省は、従来から本調査の結果を用いた賃金・労働時間指数を作成・公表してきたところであり、調査対象事業所の入替えの際には、従前、入替え前のデータを用いて作成した指数（以下「旧指数」という。）を、入替え後のデータを用いて作成した指数（以下「新指数」という。）に修正した上で、過去の指数についても遡及改定していた。しかし、この遡及改定により過去の増減率が変更されることへの疑義が、今回のローテーション・サンプリングの導入の要因の1つとなっている。

また、平成28年度の統計委員会（横断的課題検討部会）における統計法施行状況に関する審議を受けて取りまとめられた「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」（平成28年10月7日）（以下「横断的課題審議結果」という。）の中でも「標本交替による断層への対応」に係る「望ましい方法」として、「断層が過度に広がる前に標本を交替させることを前提に、新旧計数をそのまま接続する」旨が示されている。

このため、ローテーション・サンプリングの導入の適否を判断することに合わせて、賃金・労働時間指数の接続方法等についても確認を行った。

① 接続方法の変更

厚生労働省は、ローテーション・サンプリングの導入に伴い、調査対象事業所の入替え時における賃金・労働時間指数の取扱いについて、従前の方法を改め、新指数と旧指数をそのまま接続させるとともに、遡及改定も行わないこととしている。また、経過措置期間中も同様の対応をとることとしている。

これについては、横断的課題審議結果を踏まえた対応であることから、適当である。

なお、賃金・労働時間指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、十分な情報提供を行う必要がある。

② 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

ローテーション・サンプリングの導入に伴い、調査対象事業所の入替えの際にも、一部の調査対象事業所については引き続き調査が行われる状況となる。そこで、厚生労働省は、平成30年1月分調査結果から、賃金・労働時間指数について、入替えの時期をまたいで継続的に調査対象となる事業所（第一種事業所及び第二種事業所）のデータを用いて継続指数を作成し、参考系列として公表することとしている。

これについては、未諮問審議結果の中で示された「ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。」との指摘を踏まえた対応であることから、適当である。

なお、継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本系列の指数（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した指数）との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行う必要がある。

イ 事業所母集団データベースの利用

本申請では、平成30年1月分調査から、母集団情報を「経済センサス」から「事業所母集団データベース」の年次フレームに変更する計画である。

「経済センサス」は周期調査であり、結果として母集団情報も2～3年間更新されないことから、調査対象事業所を選定する際の母集団として、陳腐化が避けられず、それが調査結果における断層の拡大要因ともなっていた。そのため、可能な限り最新の母集団名簿への切り替えが望ましいと考えられていた。

未諮問審議結果においても、事業所母集団データベースの利用を含めた調査設計の検討が今後の取組の方向性として示されていたところである。

今回予定されている計画は、ローテーション・サンプリングの導入により、毎年、調査対象事業所の入替えを行うに当たり、使用可能な最新の母集団情報を利用しようとするものであり、適当である。

ウ 常用労働者の定義変更

本申請では、平成30年1月分調査から、調査事項の一つである常用労働者について、表1のとおり、定義を変更する計画である。

これについては、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）で示された労働者区分の整理を踏まえた対応であり、他の統計との比較可能性の向上に資するものであるため、適当である。

なお、定義変更に伴う賃金等への影響について、十分な情報提供を行う必要がある。

表1

区分	現行	変更案
全国調査 地方調査	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。</u> (後略)	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</u> (後略)
特別調査	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者で前2ヵ月(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われた者をいいます。</u> (後略)	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</u> (後略)

エ 統計調査員の活用範囲拡大

本調査のうち、第一種事業所については、現在、都道府県職員が調査事務を行い、統計調査員は調査事務を行っていない。しかし、都道府県職員の負担軽減及び回収率の向上という観点を踏まえ、本申請では、第一種事業所に対する調査事務について、平成29年度以降、都道府県の判断で、都道府県職員に加えて統計調査員も督促業務を行うことができるようにする計画である。

これについては、都道府県職員の業務負担の軽減や報告者に対するきめ細かい対応という観点から、適当である。

オ 調査票情報の保存期間の変更

本申請では、本調査のうち、全国調査及び特別調査に係る調査票情報（調査票の内容を記録した電磁的記録媒体に限る。）の保存期間を、表2のとおり「3年」から「永年」に変更する計画である。

表 2

現 行	変更案																	
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>(1) 調査票情報の保存期間</p> <p style="padding-left: 20px;">記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：3年</p> <p>(2) 保存責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国調査及び特別調査 厚生労働大臣 ・ 地方調査 都道府県知事 	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p style="padding-left: 20px;">厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査名</th> <th style="text-align: center;">書類名</th> <th style="text-align: center;">保存期間</th> <th style="text-align: center;">保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全国調査及び特別調査</td> <td style="text-align: center;">記入済み調査票</td> <td style="text-align: center;">3年</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td style="text-align: center;"><u>永年</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方調査</td> <td style="text-align: center;">記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">都道府県知事</td> </tr> </tbody> </table>				調査名	書類名	保存期間	保存責任者	全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	<u>永年</u>	地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事
調査名	書類名	保存期間	保存責任者															
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣															
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	<u>永年</u>																
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事															

これについては、調査票情報に係る二次的利用の推進に資するものであることから、適当である。

なお、地方調査に係る調査票情報の保存については、保存責任者が都道府県知事であるとともに、保存期間が3年のままである。しかし、今後の調査票情報に係る二次的利用の円滑かつ広範な利活用を可能とするためには、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体の保存期間を長期化するとともに、厚生労働大臣においても管理することが望ましいと考えられる。ただし、現段階ではその取扱いについて、具体的な検討は進んでいない。

2 オンライン調査の推進

オンライン調査については、

- ① 報告者負担の軽減や集計業務の効率化、正確な統計作成など多くのメリットがあること、
- ② 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査は、オンラインによる回収率の向上方策について事前に検討することが指摘されていること、
- ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）において、基幹統計調査や大規模統計調査がオンライン調査の充実に優先的に取り組む調査とされていること

等を踏まえ、その推進に一層取り組むことが求められている。

本調査においては、郵送による回答のほか、従前からオンラインによる回答も可能となっており、オンライン利用率は、調査全体として、平成25年が28.5%、平成26年

が30.8%、平成27年が32.1%と漸増傾向にある。

しかし、本調査は、第一種及び第二種事業所については反復継続的な形で毎月実施されていること、及び全数調査として行う階層もあることから、オンライン利用率の向上を図る余地があるものと認められる。

これについて、厚生労働省は、個別事業所へオンライン利用について指導を行うオンライン化指導員の設置を予算要求しており、さらにオンライン回答の推進のため、リーフレットによる周知等を行うこととしている。

このように、オンライン調査の推進に取り組んでいることは評価できるところであり、今後更なる利用促進を期待する。

3 今後の課題

調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。

毎月勤労統計調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ

- 事業所母集団データベースにおける情報更新の充実について -

今回の部会審議においては、毎月勤労統計調査（以下「本調査」という。）の母集団情報を「経済センサス」から「事業所母集団データベース」（以下「事業所DB」という。）の年次フレームに変更することについても審議し、毎年、調査対象事業所の入替えを行うに当たり、使用可能な最新の母集団情報を利用するものであり、適当と判断したところです。

一方、現在の事業所DBにおける官公営事業所の情報は、5年ごとに実施される経済センサス - 基礎調査によって更新されており、更に同調査の抜本的な見直しも検討されているところです。

このため、本調査のように官公営事業所も調査対象としている統計調査において母集団情報として事業所DBの年次フレームを利用する際に、十分な効果が得られるよう、官公営事業所の情報を毎年更新することについても、検討していただく必要があると考えます。

部会審議の中では、事業所DBを所管する総務省から、前向きに検討したいとの方針が示されたところですが、官公営事業所の情報が毎年更新されることになれば、本調査はもとより、他の公的統計調査においても、有益と考えます。

また、報告者となる各府省及び地方公共団体においても、毎年情報の更新が求められることにより、更新作業のノウハウの引継ぎが容易になる等の効果も期待できるのではないかと考えます。

については、事業所DBにおける官公営事業所の情報更新の充実を図るよう、所管の総務省において、適切な提供時期などについて、関係者との調整や検討を促進することを強く期待する次第です。

以上、報告します。

平成29年1月27日

サービス統計・企業統計部会長
西郷 浩

第68回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成28年12月15日（木）10:00～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努、北村 行伸、中村 洋一

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 石原参事官、手計補佐ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 概 要

- 第1回部会からの継続確認事項について審議した結果、厚生労働省及び総務省の説明についてはおおむね適当と整理された。
- その後、審査メモに沿った審議が行われ、「1 毎月勤労統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「(5) 調査票情報の保存期間の変更」、「3 オンライン調査の推進」については、おおむね適当と整理されたが、「2 統計法施行状況審議を踏まえた確認事項」のうち、ローテーション・サンプリング導入に当たっての経過措置については、慎重に確認すべきとの意見があったことから、次回部会において更に確認した上で、整理することとされた。
- 次回部会においては、本日の部会で追加説明が求められた事項の審議を行った後、答申（案）の審議を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

1 前回部会からの継続確認事項について

① 官公営事業所の情報の毎年の更新

- ・ 利用開始時期が「検討中」とされている部分について、大まかな想定はあるのか。
→ 従前の例から6月又は7月を基本と考えているが、提供開始時期をより早められないかなども含めて検討中である。
- ・ 母集団データベースにおいて、官公営事業所の情報を毎年更新することは、他の統計調査の精度向上にも資するものであり、取組を促進していただきたい。また、その点は、部会長メモで要請したい。

② 平成29年1月以降における脱落の抑制及び脱落が生じた場合の対応

- ・ 調査対象事業所に2年間の約束で調査をお願いしている中、今回の延長について、理解を得るのが難しく、苦慮している現状にある。調査対象事業所に対する説明については、今後とも手厚く情報提供していただきたい。また、今回の変更については、方針が固まってから連絡があり、都道府県としての意見を反映していただく機会が十分設けられなかった。調査対象事業所と接触するのは基本的に都道府県であることから、今後は、都道府県の意見も反映できるように調整してほしい。
→ 今回の見直しに伴い、都道府県の皆様には多大な御尽力をいただいていることについて、改めて感謝申し上げたい。今回の対応は、精度向上に必要なローテーション・サンプリングを導入するための措置であることを御理解いただくとともに、今後とも、都道府県に対する情報提供の充実や意見の反映に努めたい。引き続き御協力をお願いしたい。
→ ローテーション・サンプリングの導入については、統計委員会で方向を示したものであり、それが都道府県や報告者にも影響を及ぼしているものと認識している。制度変更の端境期であることから、一部の報告者に負担をお願いせざるを得ない状況であるが、厚生労働省と都道府県においては、協力して報告者の理解が得られるよう一層の努力をお願いしたい。
- ・ ちなみに、都道府県に対して、調査期間の延長に関するわかりやすい説明資料を提供していないのか。
→ 対象となる事業所には、9月に調査期間延長に係る公文書や入替え方式の見直しにかかるQ&Aなどを厚生労働省から直送するとともに、その資料及びコールセンター応答要領について、都道府県にも提供している。

③ ローテーション・サンプリングの導入完了までに利用する母集団情報の変遷

- ・ ローテーション・サンプリングが本格実施されれば、あまり心配はないが、平成30年に母集団情報が平成24年経済センサス-活動調査から平成28年次フレームに変更される際には、大きなギャップが発生することが懸念される。
→ 同様の懸念から、指数の作成において、平成30年と31年は特別の措置を講じる

ことを考えている。

④ 常用労働者の定義変更に伴う賃金への影響

- ・ 常用労働者の定義変更については、労働者数への影響は軽微との検証結果は示されているが、平均賃金への影響は検証結果が示されていない。この影響を事前に検証しなければ、指数の接続方法についての妥当性を判断できないのではないか。本調査で把握している賃金については、景気判断を行う際の重要な指標でもある。前回、賃金構造基本統計調査の個票情報による影響分析の可能性を提案したが、そもそも同調査における常用労働者の定義が変更されていないこともあり、影響の試算は非常に難しいと考えざるを得ない。まずは、賃金構造基本統計調査において定義変更を行い、労働者一人ひとりの個票を用いて定義変更が賃金水準へ与える影響を検証した上で、本調査の定義変更を検討すべきではないか。
 - 賃金についても、定義変更による影響は非常に少ないと考えているが、定義変更の前後に継続して調査対象となっている事業所のうち、回答内容が変化した事業所に対して、電話によるヒアリングを行い、その属性や要因を把握した上で、賃金構造基本統計調査の結果で分析することなどを考えている。
 - 常用労働者の定義変更は、政府のガイドラインに沿った取組であり、また、賃金に対する影響についても、ヒアリングを含めた検証を計画していることから、適当と整理したい。

2 審査メモに沿った変更計画の確認事項について

(1) 毎月勤労統計調査（基幹統計調査）の変更

ア 調査票情報の保存期間の変更

- ・ 東京都では、全国調査と地方調査の調査対象事業所が全て同一となっているため、結果として、地方調査の調査票情報も全て厚生労働省において保有されているはず。記入済み調査票は、紙媒体のみ3年間保存しているが、文書管理規定に基づき、その後は溶解処分している。
- ・ 平成21年以降の地方調査の調査票情報については、電磁的記録媒体により保存しているが、特に管理に関する規定は整備していない。地方調査の個票情報について二次利用申請があった場合には、厚生労働省の許可が必要であることから、厚生労働省で一括管理した方がよいのではないか。
 - 厚生労働省で保存することに支障はあるのか。
 - システム面などでいくつか課題がある。場合によってはシステムの修正も必要になるかもしれない。いずれにしても二次利用の観点から検討はしたい。
 - 報告者に負担をいただいて得られた貴重な情報であり、厚生労働省で一括保存し、有効活用を図るべきではないか。ただし、直ちに対応することは、困難とみられることから、今後の課題として検討したい。

(2) 統計法施行状況審議を踏まえた確認事項

ア 賃金・労働時間指数の接続方法の変更

- ・ ローテーション・サンプリングが本格実施されるまでの経過措置期間中における指数の経過措置については、母集団情報に変更された場合の比率が安定的であるか否かについて検証の余地がある。ロジックとしては、入替えが生じた部分のみ調整することが望ましいと考えるが、経過措置期間という限られた期間、また、様々な制約がある中での対応としては、計画されている経過措置を採用することもやむを得ないとする。
- ・ 経過措置では、過去に遡って指数を調整した上で、公表するのか。
 - 指数の表す水準を調整し、公表する計画である。前年同月比は変更しない。
 - 厚生労働省が示している経過措置は、新旧データ接続ワーキンググループ(以下「接続WG」という。)で示された指数の接続に関する方向性(賃金指数の公式系列は水準を正しく反映することを優先し、サンプル替えによる断層をそのまま騰落に反映させる形で新旧データを接続する)に反しているのではないかと懸念される。経過措置の対象となる平成30年及び31年においては、調査対象事業所に対し調査期間の延長をお願いしていることもあり、脱落事業所の増加によって平均賃金が高目に算出されるサバイバルバイアスが拡大している可能性が高い。厚生労働省案の指数の接続方法は、過去の賃金水準を修正することによってこのバイアスを吸収しようとするものであり、指数水準の精度に大きな影響を与えることが懸念される。このため、慎重に検討すべきではないかと懸念される。
 - 平成32年のローテーション・サンプリング本格導入後は、接続WGで示された方法により、断層の発生を抑制した上で、指数をそのまま接続することとしている。しかしながら、経過措置期間中はサンプル替えが2分の1と大きく、かつ、母集団も異なることから、大きな断層が生じることを懸念し、やむなくこのような経過措置を考えている。
 - 経過措置については、継続指数の作成にも密接に関連するため、継続指数の議論と合わせて整理することとしたい。

イ 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

- ・ 平成30年及び31年についても、継続指数を作成するのか。
 - 作成する。本系列の指数は、平成22年を基準として作成しているが、継続指数は、平成29年の結果を基準に算出する暫定的なものとする計画である。なお、利用者ニーズを踏まえれば、重要と考えている前年同月比を中心に、複数の指数を公表するが、それぞれの性質を理解してもらった上で、利用してもらうよう情報提供したい。
 - 接続WGでは、一般的な方法としての接続方法や、断層を抑制するためのローテーション・サンプリングの導入などの方向性について議論した。経過措置

については、あくまで経過措置期間中という特殊な場合における指数の接続となる。調査を継続しながら、母集団や定義を変更しつつ指数の接続を行うわけで、どのような方法を採用してもデメリットは生じることから、割り切りの問題ではないか。

- 厚生労働省が提案する接続方法では、過去の賃金指数が誤差を含んだものとなる一方、接続WGの結論による接続方法では、平成30年及び31年に大きな断層が生じ、前年同月比をみる際に支障をきたす可能性がある。正しい賃金水準を優先するのか、振れの小さい前年同月比を優先するのかのトレードオフに直面している。私は後者が望ましいと考えており、だからこそ、前年同月比をみるための継続サンプルによる指数が重要となる。
- 経過措置は、リンク係数を用いて指数を接続する方法であり、事業所の脱落による上振れを否定できない。現時点では、経過措置を含めて、直ちに整理できないため、引き続き確認することとしたい。
- ・ 継続指数は、あくまで参考数値と認識していたが、継続指数が重要だとすると、その位置付けをどのように考えればよいのか。また、他の統計調査でも、継続指数は作成されているのか。
 - 全体の賃金水準という観点からは実数が重要であるが、景気動向という観点から前年同月比をみる際には継続指数が重要と考えている。
 - 昨年度の基本計画部会における家計調査の確認審議では、AK estimatorを利用した分析結果を基に、継続指数は作成しないと整理されている例もある。
 - 他に継続指数を作成している例があれば情報提供いただきたい。また、他のローテーション・サンプリングを導入している統計も、継続指数を作成していく方針なのかどうかも教えていただきたい。
- ・ 継続指数については、過去と比較しないと意味が無いため、過去に遡及して作成してほしい。
 - 今後検討する。
- ・ 毎月勤労統計調査の賃金・労働時間指数は、一般にイメージされるCPIなどの指数とは異なり、一般的な「指数」に当たらないのではないかという意見がある。一方、単純指数というものもあり、一概に「指数」という名称について問題があるとも言えない。この点についてはいかがか。
 - 本指数は、単純な比で定義されており、構成比も変化している。一般的なイメージからすれば、指数と呼称することの疑義も理解できる。
 - 今まで連綿と用いられている用語であることや、利用者を混乱させる恐れもあり、名称はそのままということで整理したい。ただし、指数の定義などはしっかりと利用者に説明していく必要がある。
- ・ 指数の取扱いについては、様々な意見が示されたことから、1月の予備日を利

用して、第3回目の部会を開催し、厚生労働省及び事務局の再整理結果を踏まえ、改めて確認することとしたい。

(3) オンライン調査の推進

- ・ オンライン利用率が上がるほど、回収率が下がっているのが気になる。
 - オンライン利用率の分母は、回答者数か。
 - 分子は「オンラインで回答可能な事業所数」、分母は「報告対象事業所の総数」であり、オンラインで回答可能な事業所の9割程度オンラインで回答がなされている。
 - それでは、紙の調査票回収率が下がっている影響と見ることはできないのではないか。オンライン利用率の向上に向けて、引き続き努力していただきたい。

6 その他

本日の部会の審議結果については、第1回の部会審議の内容とともに、12月16日(金)開催の統計委員会において報告されることとされた。

また、次回は、平成29年1月12日(木)10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

(以上)

第69回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成29年1月12日（木）10:00～11:30

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努、北村 行伸、中村 洋一

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 石原参事官、手計補佐ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 概 要

- 前回の部会（第68回サービス統計・企業統計部会。平成28年12月15日）において、調査実施者に再検討が求められた事項等について審議した結果、適当と整理された。
- その後、答申（案）について審議が行われ、記述の一部を修正した上で、部会として了承された。
- また、部会長から、統計委員会に答申（案）を報告する際に、事業所母集団データベースにおける情報更新の充実について、部会長メモにより表明したいとの意向が示され、賛同が得られた

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回の部会において再検討が求められた事項等

ア 新旧計数の接続

- ・ 前回の部会では、移行期間中に何らかの特別な措置を講じることを前提に、そ

の方策について議論をしたが、今回、調査実施者から提案された新旧計数をそのまま接続する方法は、これまでの統計法施行状況審議における議論の方向性とも整合しており、問題はないと考える。なお、ギャップが生じた場合に提供される情報とは、例えば、新旧サンプルのデータとの想定か。

→ そのとおりである。

- ・ ローテーション・サンプリングの導入後と方法は統一されるので、説明しやすい一方で、母集団情報などの条件が異なるため、情報提供を充実することにより、利用者の利便向上を図るものと理解した。

- ・ 今回提案された方法に賛同するが、元々毎月勤労統計調査は、標本の入替えに伴うギャップが問題視されていた。したがって、ギャップが生じないように努力するとともに、仮に大きなギャップが生じた場合には十分な説明を行わないと、改善効果がないと指摘されかねないので、その点十分に留意願いたい。

- ・ 資料では、新旧計数を直接接続した際のイメージ図が示されているが、実際に発生が懸念されるギャップについて、もう少し具体的に説明してほしい。また、ギャップが生じた際の情報提供の内容があいまいである。エコノミスト等にも理解してもらうため、どのような情報を提供することを想定しているのか。

→ 平成30年1月には、母集団情報の半数を経済センサスから事業所母集団データベースに変更するため、一定のギャップが発生することを想定しているものの、実際にどの程度のギャップが生じるかは事前に推測できない。また、ギャップが発生した場合には、調査対象事業所の入替えによる影響などの要因ごとに分解した情報を利用者に提供することを考えている。

→ 継続事業所と新規事業所の基本データの特性を公表することにより、利用者が加工することも可能となる。加工後のデータでは、どのように計算したのかが利用者には基本的に分からない。加工のプロセスまで公表するのであれば別であるが、そうでなければ、利用者が自ら加工する前提となる情報の提供が必要である。

→ 入替前後の実数のデータを公表した上で、要因分解した結果も公表することを考えている。また、継続指数の作成・提供も行うこととしている。

- ・ 本日、説明された方向で進めていただければと考えている。また、サンプルの入替えに係る情報の提供も重要であり、寄与の情報も提供していただきたい。なお、労働者区分の変更が賃金に与える影響についても、ぜひ分析・提供をお願いしたい。影響の度合いが小さいのであれば、小さいということを示すことが、ユーザーを安心させる意味でも重要である。

→ 賃金への影響についても検証を行いたい。

イ 継続指数の作成

- 他の統計調査における継続指数の作成状況は理解した。どのような方法を採用しても段差が生じ得るということであれば、指数に関する説明を十分に行うことが重要と考える。今回、2つの系列の指数が公表されることとなるが、それぞれの指数の位置付をどうするのか、一般のユーザーに対して2つの数値を、どのように説明するのか。また、この統計調査以外でローテーション・サンプリングを導入している統計ではどのように対応するのか。
 - 継続指数は毎月の平均賃金の動きを表したものであり、一方、本系列の賃金指数は、事業所の新設・廃止による影響を加味したものであるとの説明を想定している。また、ギャップの発生については、要因分解した結果を公表する予定である。
 - 新旧データ接続検討ワーキンググループでは、継続指数の要否について標本の入替期間を勘案して検討したものと承知しており、入替期間が長い場合には継続指数の提供を検討するとの方向性ではなかったか。たとえば家計調査のように、入替期間が短い場合については、継続指数を作成しても意味がないと整理されている。
 - 毎月勤労統計調査は、他の統計調査と比較して、標本交替までの平均期間が著しく長く、標本の一斉替えという特殊な方法を採用していたことから、ローテーション・サンプリングを導入するとともに、継続指数の提供が必要と整理されたものと理解している。景気指標としては、同じ企業を追っていく継続指数（インターナルマージン）に加え、事業所の参入・退出を含めたエクスターナルマージンも考慮しなければならないため、継続サンプルだけを公開し、それだけを用いて景気指標とするという考えかたは、経済学的には望ましくないと思う。
- 継続指数の作成に際しては、常用労働者の区分変更に伴って、大規模事業所や日雇い労働者等が多い一部業種が継続サンプルから抜け落ちることがないように留意して、作成・提供いただければ有益な指標になるのではないかと。厚生労働省がそのような姿勢を示したことは評価したい。また、景気指標としては、本系列の指数も継続指数もどちらも必要と考える。なお、継続指数については、可能な限り長期間の作成・提供に努めていただきたい。
 - 制約はあるものの、検討したい。
- 継続指数の作成を否定するものではないが、今回の調査見直しのきっかけは、過去の数字が遡及改定によりプラスマイナスも含めて変わってしまい、分かりにくいということにあった。その対応として、直接接続が採用されることになったが、一方で、継続指数という新たな系列も提供されることから、ユーザーに分かりやすい説明をお願いしたい。

- ・ 継続指数の作成については、注目度が高いので、今回の部会での説明のとおり、利用者にも配慮した対応をお願いしたい。

(2) 答申(案)

① 本調査計画の変更

ア 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

(ア) ローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

(イ) ローテーション・サンプリングの導入に伴う賃金・労働時間指数への対応

- ・ 本日の審議結果を踏まえると、継続指数の作成における利用者への情報提供について、より具体的に記載する必要があるのではないか。2つの系列が作成・提供されることから「なお、継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本系列の指数（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した指数）との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行う必要がある。」といった記載でどうか。
→ 御指摘のとおり、修正した上で、部会として了としたい。

イ 事業所母集団データベースの利用

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

ウ 常用労働者の定義変更

- ・ 労働者の定義が変更されることに伴う影響の検証についても、言及していただけるとありがたい。
→ 労働者区分の統一は、政府統計全体での対応を予定しているものであり、そのための変更の都度、全ての統計調査で定義変更に伴う影響検証を求めるような趣旨の記述は避けるべきではないか。本調査は、雇用のみならず賃金を分析する上でも重要な統計調査であるという特殊性から、特段の対応が必要になるということを確認させていただきたい。
→ それでは、「なお、定義変更に伴う賃金等への影響について、十分な情報提供を行う必要がある。」との一文を追加した上で、部会として了としたい。

エ 統計調査員の活用範囲拡大

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

オ 調査票情報の保存期間の変更

- ・ 最後の「このため～」以降の文章が、「今後の課題」の文章とほぼ同じであるため、重複感がある。
→ 「このため～」の前の段落の最後に、「ただし、現段階ではその取扱いにつ

いて、具体的な検討は進んでいない。」との一文を追記し、「このため～」の段落は削除することも考えられる。

→ 事務局の提案のとおり修正した上で、部会として了としたい。

② オンライン調査の推進

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

③ 今後の課題

- ・ 課題の対応の主体について記載がないので、「早急に～」の前に、「厚生労働省は」との文言の追記が必要と考える。

→ 部会では、地方調査についても永年保存をしてほしいとの結論であったが、今後の課題で、そこまで明確に記載することについて、支障はあるか。

→ 御指摘の趣旨は認識しているものの、保存体制の確保など現時点では未確定の要素もあることにも配慮いただければと考える。

→ 「調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。」に修正した上で、部会として了としたい。

（３）部会長メモ（案）について

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

（４）その他

- ・ 本調査については都道府県別の集計結果も公表することとされているが、未回答事業所が発生する等により、県によっては、結果の振れが大きくなる場合があり、そのまま都道府県のデータとして公表してよいか悩みがある。また、２月から調査対象事業所の調査期間の延長が始まり、調査実施機関としての負担が増加することから、時間外勤務手当に係る執行科目の創設についても、改めてお願いしたい。

→ 内容は承った。検討させていただきたい。

６ その他

答申（案）及び部会長メモについては、平成29年1月27日（金）の第105回統計委員会において、部会長から報告することとされた。

（以 上）



総政企第284号
平成28年11月18日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第97号
毎月勤労統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年10月27日付け厚生労働省発政統1027第2号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成28年11月18日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第97号の概要

(毎月勤労統計調査の変更)

毎月勤労統計調査の概要（現状）

調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

調査の概要

区分	調査事業所数 (注)		調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法
	全国調査	地方調査				
第一種事業所 (常用労働者を常時30人以上雇用する事業所) 24	約16,700	約21,500	<ul style="list-style-type: none"> 主要な生産品の名称又は事業の内容 企業規模 男女別常用労働者数、実労働時間数、現金給与額等 	【母集団情報】 経済センサス-基礎調査 【標本抽出方法】 層化無作為一段抽出 (約3年ごとに、一斉入替え)	厚生労働省 -都道府県 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> 郵送調査 オンライン調査
	約16,500	約22,000				
第二種事業所 (常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所)	約25,000		<ul style="list-style-type: none"> 事業所名 主要な生産品の名称又は事業の内容 常用労働者ごとの性別、勤続年数、1日の実労働時間数、決まって支給する現金給与額等 	【母集団情報】 経済センサス-基礎調査 【標本抽出方法】 層化無作為二段抽出 (半年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング)	厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> 調査員調査 オンライン調査
常用労働者を常時1人以上5人未満雇用する事業所				【母集団情報】 経済センサス-基礎調査 【標本抽出方法】 集落抽出	厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> 調査員調査

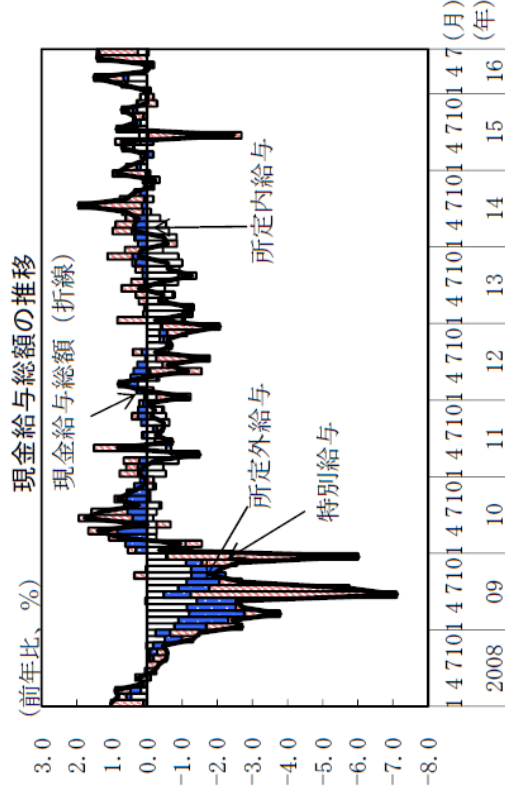
(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

(※) 第一種事業所は、約3年間継続して調査する方式だが、その間の新設事業所や30人以上に規模拡大した事業所の状況を調査結果に反映させるとともに、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充のため、毎年1月に追加指定を行っている。

結果の主な利活用

① 行政上の施策への利用等

- 雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月決まって支給する給与を利用
- 月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額指数の
前年同月比等を利用



② 国民経済計算の推計（内閣府） における基礎資料

- 雇用者報酬の算定資料として利用

③ その他の利用状況

- I L OやO E C D等国際機関に定期的に報告
- 民間企業において、ベースアップ等賃金改定の参考資料として利用

平成28年9月「月例経済報告」より抜粋

統計法施行状況審議で示された方向性等

○基本計画部会における未諮問基幹統計に係る審議（平成27年12月～28年3月）

区分	方向性
標本設計の改善	◆ 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入
指数の接続 →新旧データ接続検討WGで継続審議	◆ 事業所母集団D Bの利用
	◆ 賃金・労働時間指数の接続方法の変更
	◆ 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

26

○新旧データ接続検討WGにおける審議（平成28年6月～8月）

月次又は四半期で行われる無作為標本調査に該当する各種統計調査の接続方法に係る「望ましい方法」として、以下のとおり結論付けられた。

- 断層が過度に広がる前に標本を交替させる。（ローテーション・サンプリング導入の検討）
- 過去及び将来の標本交替の時点を対外公表する。
- 新旧計数をそのまま接続する。
- 標本交替に際し、ユーザーニーズが強いものに関して、継続指数の作成を検討する。 など

今回の変更内容及び想定される論点

1. 調査計画の変更にかかる事項

変更の適用時期 平成30年1月調査から
(1. ④については、平成29年度以降、⑤については承認時)

① 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

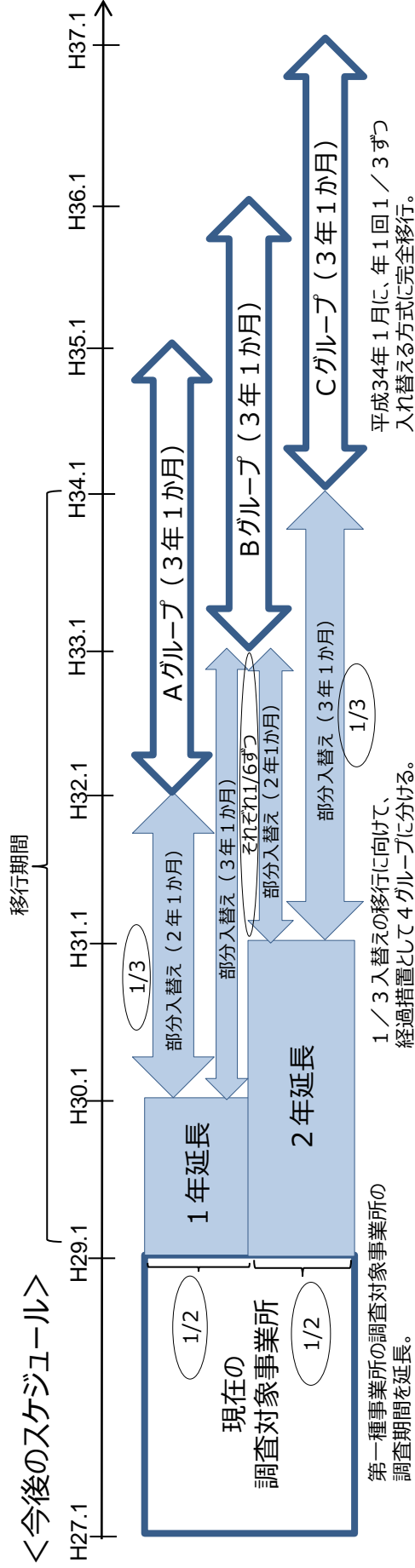
※統計法施行状況審議の結論を踏まえた変更

- 平成32年1月調査から、調査対象事業所を毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入する。
(平成34年1月に完全移行)
- 現在の調査対象事業所については、調査対象期間（2年1か月）が平成29年1月で終了するが、ローテーション・サンプリングを導入するまでの経過措置として、半数を1年間、残り半数を2年間、それぞれ、調査対象期間を延長するとともに、平成34年1月の完全移行まで、部分入替えを段階的に行う。

◆ [論点]

- ローテーション・サンプリングの導入に当たり、どのような基準に基づき、調査対象事業所のグループ分けを行うのか。
- 都道府県の負担軽減策として、どのようなことを行うのか。また、都道府県との調整はどのような状況か。

<今後のスケジュール>



② 事業所母集団DBの利用

※統計法施行状況審議の結論を踏まえた変更

- 母集団情報について、数年に1度しか更新されない経済センサスの情報ではなく、事業所母集団DBの年次フレームを利用する。
- ⇒ [論点]
- 経済センサス-活動調査では調査対象外とされていた官公営の事業所については、今後どのような配慮をするのか。

③ 常用労働者の定義変更

- 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、常用労働者の定義を変更する。

⇒ [論点]

- ガイドラインに沿って定義を変更することに伴い、過去データとの時系列比較の観点で、利活用上の支障はないか。

28

④ 統計調査員の活用範囲拡大

- 第一種事業所に対する督促業務について、統計調査員も行えるようにする。これにより、都道府県職員の負担軽減及び回収率向上を図る。

⇒ [論点]

- 第一種事業所についても統計調査員の督促業務を可能とすることにより、どのような効果が見込まれるか。

⑤ 調査票情報の保存期間の変更

- 全国調査及び特別調査について、調査票情報（調査票の内容を記録した電磁的記録媒体）の保存期間を「永年」に変更する。

⇒ [論点]

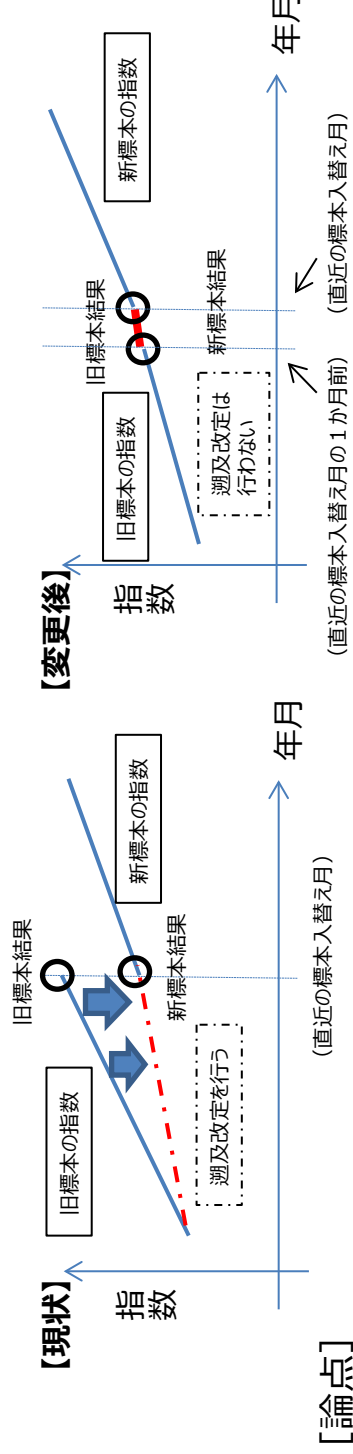
- 地方調査について、保存責任者を都道府県知事とし、厚生労働省が保有しないことに問題はないか。

2. 統計法施行状況審議を踏まえた確認事項

① 賃金・労働時間指数の接続方法の変更

【現状】 標本替えの際に、前回の標本入替え時点から旧標本の指数を段階的に補正することにより、新標本の指数に接続している。

【変更後】 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入後は、新旧計数をそのまま接続させる。



⇒

【論点】

- ローテーション・サンプリング導入までの経過措置期間における指数の接続については何らかの措置をとるのか。

② 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

➤ 賃金・労働時間指数について、ローテーション・サンプリングの導入を踏まえ、交替しない標本で継続指数を作成する。

⇒ 【論点】

- 継続指数の具体的な作成方法はどのようなものか。

毎月勤労統計調査の答申案の概要

項目	変更内容等	答申案の概要
1 調査の変更 (1) 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入	ア ローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施	
	① 平成32年1月調査から、毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入	・適当と整理 (統計法施行状況審議で示された取組の方向性に沿った変更)
	② 平成34年1月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向け経過措置を実施 ※別紙図1参照	・やむを得ないものと整理 (調査対象事業所の円滑な管理を目的としたシステム開発に一定の期間が必要) ◆なお、今後の運用に当たっては、脱落の抑制や脱落が生じた場合の対象事業所の補充に適切に対応するとともに、脱落に伴う影響について検証し、その結果を情報提供することについて指摘
(2) 事業所母集団データベースの利用	イ ローテーション・サンプリングの導入に伴う賃金・労働時間指数への対応	
	① 賃金・労働時間指数の接続方法の変更 (平成32年1月以降、標本入替え時における新旧指数をそのまま接続。経過措置期間中も同様の対応) ※別紙図2及び図3参照	・適当と整理 (統計法施行状況審議における結論を踏まえた対応) ◆なお、賃金・労働時間指数の公表に当たっては、十分な情報提供を行うことが必要であることを指摘
	② 平成30年1月調査から、交替しない事業所のデータを用いた継続指数を作成	・適当と整理 (統計法施行状況審議における結論を踏まえた対応) ◆なお、継続指数の公表に当たっては、本系列の指数(全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した指数)との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行うことが必要であることを指摘
(3) 常用労働者の定義変更	平成30年1月調査から、母集団情報に事業所母集団データベースを利用	・適当と整理 (使用可能な最新の母集団情報を利用)
(4) 統計調査員の活用範囲拡大	平成30年1月調査から、常用労働者の定義を変更	・適当と整理 (「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に沿った対応であり、他の統計との比較可能性の向上に資する) ◆なお、定義変更に伴う賃金等への影響について、十分な情報提供を行うことが必要であることを指摘
(5) 調査票情報の保存期間の変更	第一種事業所に対する督促業務について、統計調査員も行えるよう変更	・適当と整理 (都道府県職員の業務負担軽減、報告者に対するきめ細かい対応)
	全国調査及び特別調査の調査票情報の電磁的記録媒体について、永年保存に変更	・適当と整理 (調査票情報の二次的利用の推進に資する) ◆なお、地方調査に係る調査票情報の保存について、調査票情報の電磁的記録媒体の保存期間を長期化し、厚生労働大臣において管理することが望ましいものの検討が進んでいない。 ⇒【今後の課題】
3 オンライン調査の推進		・適当と整理 (オンライン調査の推進に取り組んでいることは評価でき、今後更なる利用促進を期待)
《今後の課題》	調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制(保存責任者及び保存期間)について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。	

図1 ローテーション・サンプリング導入に係るスケジュール

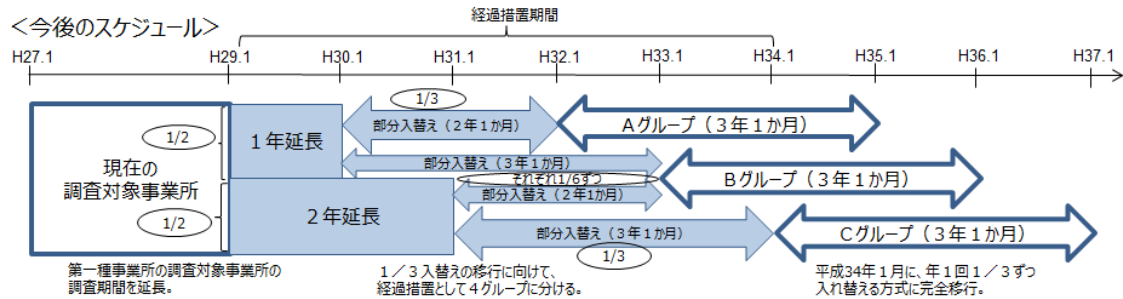


図2 指数の接続方法

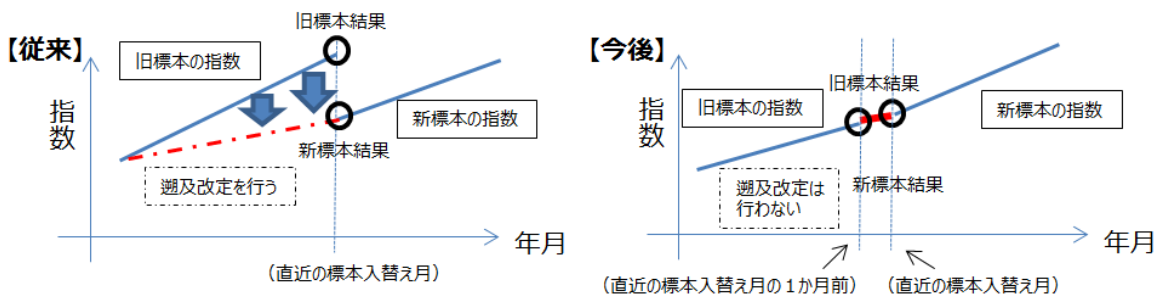


図3 指数の接続に係る経過措置

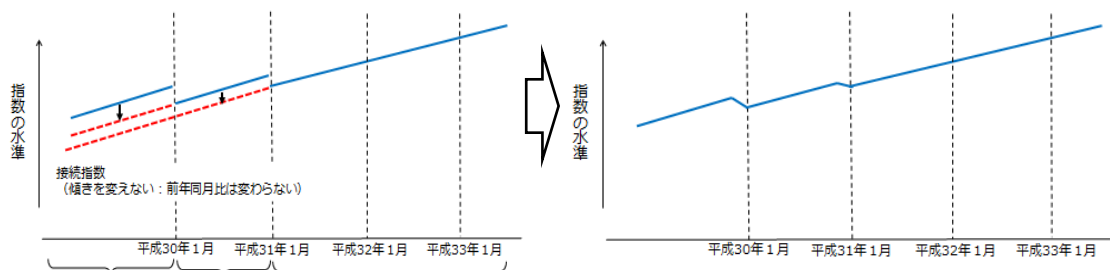
第2回部会までの案

(過去の水準を一定係数分一律に調整)

第3回部会での修正案

(そのまま接続)

平成30年及び平成31年1月入替え(経過措置)の際の指数の接続



※断層を前提としたものではなく、あくまでイメージ図です。